

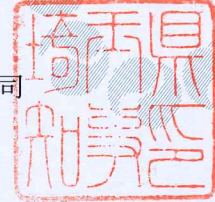
## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都小平市小川町一丁目 4 6 2 番地の 3

氏名 株式会社 山口建興  
代表取締役 山口 伸一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 上田 清司



許可の年月日 平成 31 年 3 月 27 日

許可の有効年月日 平成 35 年 11 月 30 日

## 1. 事業の範囲

(1) 事業の区分: 収集運搬 (積替え保管を含む。)

(2) 取り扱える産業廃棄物の種類

廃プラスチック類(\*) (#1)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(#1)、  
ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び陶磁器くず(\*) (#1)、がれき類(\*)  
以上 8 種類

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

金属くず、ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び陶磁器くず、がれき類  
以上 3 種類

- ※1 産業廃棄物の種類に(\*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。  
※2 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。  
※3 産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替え保管のための保管上限及び積み上げることができる高さ  
施設等の所在地埼玉県入間市狭山台三丁目 6 番 6、6 番 7、6 番 8 及び 6 番 9  
以上 4 筆 (面積 1, 697.82㎡) に限る。

保管施設の概要は裏面のとおりに。

## 3. 許可の条件

収集運搬に伴う保管は、2. に掲げる場所及び施設で行うこと。

## 4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成10年12月 1日	指令西環第10-197号	新規許可
平成18年 1月25日	指令廃指第2021-1号	変更許可 (「積替え保管を含む」への変更及び「取り扱える」1種類の追加)
平成20年10月20日	—	変更届 (保管面積の縮小並びに保管高さ及び上限の減少)
平成26年 3月28日	指令西環第 1-9号	更新許可
平成31年 3月27日	指令西環第 1-6号	更新許可

5. 積替え許可の有無 無

※県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第 9 条の 2 第 6 項の規定による許可証の提出の有無 無

## 保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ	保管上限
金属くず 以上 1 種類	7.6 m <sup>2</sup>	1.5 m (屋外)	8.2 m <sup>3</sup> (8.2 m <sup>3</sup> コンテナ×1 個)
ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び陶磁器くず 以上 1 種類	8.0 m <sup>2</sup>	1.5 m (屋外)	8.2 m <sup>3</sup> (8.2 m <sup>3</sup> コンテナ×1 個)
がれき類 以上 1 種類	8.0 m <sup>2</sup>	1.5 m (屋外)	8.2 m <sup>3</sup> (8.2 m <sup>3</sup> コンテナ×1 個)

(以下余白)